

＜定例会の主な議題及び要旨＞

令和4年9月8日（木）

【協議事項】

1 道仁会の第11回指定に係る意見聴取の実施について

（暴力団対策部）

警察本部から「久留米市京町に主たる事務所を有する道仁会については、指定暴力団として、第11回目の指定を行うため、9月29日に警察本部において本県公安委員会委員を主宰者とする意見聴取を実施することについて御審議をお願いします。」旨の報告があった。

公安委員から「暴力団対策法第3条第2号の犯罪経歴保有者要件について、道仁会における犯罪経歴保有者の割合はどのような状況なのか。」旨の発言があり、警察本部から「道仁会における犯罪経歴保有者も法定の基準を超えていることから、同法第3条第2号の指定要件を満たしているものと認めた。」旨の説明後、本件は了承された。

2 警察職員等の特別派遣について

（警備部）

警察本部から「東京都公安委員会から当県公安委員会に対し、警察職員等の特別派遣について援助の要求がなされたことから、御審議をお願いします。」旨の報告後、本件は了承された。

【報告事項】

1 監察関係報告について

（警務部）

警察本部から「田川警察署員による地方公務員法違反等事案について、9月8日付けで当該職員を懲戒処分の免職とする。再発防止策として、全所属に対し、業務管理及び人事管理の徹底を指示するとともに、照会記録の確認機能の強化を行う。」旨の報告があった。

公安委員から「数々の事案を引き起こしており、免職は当然の処分である。当該職員は怠惰な生活を送っていたものと推察できるが、採用やその後の指導・教養に問題はなかったのか。警察官としての適性がない者を採用することは、本人にとっても組織にとっても大きなマイナスとなることから、採用時等にしっかりと適性を見極め、非違事案の未然防止をお願いします。」旨の発言があり、警察本部から「警察官としての適性の有無等を慎重に判断して採用しており、採用後も職員それぞれの特性を踏まえた指導・教養を実施している。引き続き、職務倫理教養に加え、年齢別のグループ別検討会を実施するなど、個々の適性を見極めた上、指導・教養を徹底していく。」、「当該職員の勤務成績は良好であった。一方で乱れた私生活について上司は把握できておらず、勤務成績が良好な者であっても、それにとらわれない人事管理が重要である。」旨の説明があった。

公安委員から「上司が監督責任を問われているが、当該職員による不正照会を見抜けなかったことよりも、私生活の乱れを把握できていなかったことの方が問題ではないか。」旨の発言があり、警察本部から「職員の身上把握については、本人からの聞き取りだけではなく、周囲の職員からも聞き取りを行うなど、実効性を高めていく必要がある。そういった意味でも風通しの良い職場づくりに努めていく。」旨の説明があった。

2 不正競争防止法違反事件被疑者の逮捕について

(生活安全部)

警察本部から「博多警察署及び生活経済課は、不正の利益を得る目的で、当時、被害法人の従業員であった被疑者が営業秘密である取扱商品の原価情報等を抽出して原価表を作成の上、印刷して持ち出して領得し、その原価表を同法人の取引業者に手渡して開示した不正競争防止法違反事件について、被害法人の元従業員の男性ほか1名を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件犯行によって、被疑者らはどのような利益を得たのか。」旨の発言があり、警察本部から「原価表を入手した取引業者は、被害法人との取引を有利に進めることができたものとみている。また、元従業員は取引業者からキックバックを得ていたとみて捜査している。」旨の説明があった。

3 出入国管理及び難民認定法違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「博多警察署ほか2警察署及び国際捜査課並びに福岡出入国在留管理局は、福岡市博多区所在の社交飲食店において、「興行」の在留資格で本邦に入国したフィリピン人女性タレントらを、在留資格に応じない接待行為に従事するホステスとして稼働させていた出入国管理及び難民認定法違反事件について、不法就労助長で福岡市居住の会社役員の男性ほか1人を、資格外活動でフィリピン国籍の女性ほか3人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件のような事案を検挙するためには、端緒情報の入手が重要と思われるので、今後もあらゆる警察活動を通じて情報の入手に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

公安委員から「本件飲食店は、興行を行えるくらいの規模であったのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件飲食店は、タレントが客に対し歌やダンスを披露して興行を行うだけの規模を有していた。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団の関与等背後関係の実態解明にも努めてもらいたい。」旨の発言があった。

公安委員から「外国人が風俗営業店において接待行為を行うことは可能なのか。」旨の発言があり、警察本部から「在留外国人に対し、資格外活動として、風俗営業店において接待行為を認めるような活動が許可されることはない。」「日本人配偶者等の特定の在留資格であれば、活動の制限はなく、日本人と同様に風俗営業店における接待行為が例外的に認められる。」旨の説明があった。

4 福岡市東区における建造物損壊事案の発生について

(暴力団対策部)

警察本部から「9月2日、福岡市東区所在の被害者方前路上において、普通貨物自動車を後退させ、被害者方車庫のコンクリート支柱やシャッターを損傷させる建造物損壊事案が発生した。」旨の報告があった。

公安委員から「8月に発生した同種事案と同じく、本件の近隣住民は大きな不安を抱えていると思う。」旨の発言があり、警察本部から「いずれの事案も住宅密集地で発生していることを踏まえ、通学時間帯における見守り活動の強化や警察官による常駐警戒等を実施しており、引き続き、近隣住民の安心感の醸成に努めていく。」旨の説明があった。

公安委員から「県内には暴力団関連施設が多く、大変だとは思いますが、県民の安全・安心の確保に向けた取組を強力に推進してもらいたい。」旨の発言があった。

